

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区見守り支援員銭湯派遣事業業務委託	5200238
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	19,422,400円（非課税）	

契約相手方	株式会社シーキューブ (法人番号：7011501016213)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合（単価・総価）契約	

## 業者選定理由書

件名	荒川区見守り支援員銭湯派遣事業業務委託
指定業者 (案)	名称 株式会社シーキューブ 所在地 東京都荒川区東尾久3-30-6 ロイヤル東尾久201 代表者 代表取締役 三ツ木 直樹
指定理由	<p>本件は、65歳以上で要支援2程度までの高齢者を対象に、安心して入浴できる環境の提供を通じ、自立した地域生活の継続を支援することを目的とし、区内の公衆浴場において、対象者の入浴に際しての見守り等を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、令和3年度契約時にプロポーザル方式により選定された事業者である。 主管課において、令和3年度契約の履行状況評価を実施しているが、利用者の個々の健康面に配慮した支援を行い、利用者からも高い評価を得ていること等から、9割を超える得点率を獲得しており、履行状況は良好である。 上記業者が引き続き受託することで、安定的で質の高い業務履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)